

2020年度事業計画

自2020年4月 1日

至2021年3月31日

公益社団法人広島県バス協会

I バス事業を巡る諸情勢と重点取組み事項

県下のバス事業は、乗合バス、貸切バスともに依然として厳しい経営環境にある。さらに、新型コロナウイルスの蔓延により、外出抑制・各種イベント抑制・学校休校等により乗合・貸切両事業において利用者が著しく低迷し、倒産する事業者も発生している状況である。また、地方の公共交通の維持活性化のため、独占禁止法と地域公共交通活性化再生法の改正が見込まれている。

こうした状況の中、乗合バス事業では、広島都市圏での地域公共交通再編実施計画第2版は2020年1月26日より実施された。さらに再編を推進し第3版の計画策定に向けて取り組みを進める必要がある。また、独占禁止法や地域公共交通活性化再生法の改正に応じた取り組みを推進するなどバス事業の活性化に取り組む。

貸切バス事業では、新運賃・料金制度の下で収支状況の改善が図られているが、一方で全国的に実働率が低下しており、これに対する対策を検討する必要がある。

バスの利用促進では、広島電鉄のMaasシステムを活用した新企画乗車券「広島たびパス（英語名「Visit Hiroshima Tourist Pass）」が2020年3月10日から発売された。今後更に連携拡充を図っていく必要がある。また、旅行者需要を確実に伸ばすために、特にインバウンドで多く活用されるグーグルマップ検索において、リアルタイムな運行情報を提供すること等が必要と考えられ、バスデータの標準フォーマット化（GTFS）の勉強会等を開催するなどの取り組みを進めてきた。今後もGTFS化とデータオープン化に向け取組を進める必要がある。

運転者不足問題は喫緊の重要課題となっており、実効性のある運転者人材確保の取り組みを推進しなければならない。

事故防止対策では、重点実施項目である「車内事故防止対策」「健康起因による事故防止対策」「右左折時の事故防止対策」「横断歩道における安全確認」について、実効ある取り組みは必要である。

広島県バス協会は、バス事業を巡るこれらの情勢や課題に対処し、会員事業者とともに安全、安心な輸送サービスの提供に努め、バス事業の発展を図ることとする。

以上のことを前提に、2020年度は次の事項に重点的に取り組むこととする。

「重点取組み事項」

- 新型コロナウイルスの感染症によるバス事業への影響を踏まえ、予防措置の徹底と支援策の充実等を働きかける。

- 「地域公共交通活性化協議会」と連携して、乗合バス路線の維持、再編、合理化等が円滑に進むよう努める。
- 2020年度事故防止対策重点実施事項の周知徹底と実効ある取組を推進する。
- 貸切バスの安全対策の充実と健全な経営基盤を確立するため、軽井沢スキーバス事故を受けての各種対策の着実な実施と新運賃・料金制度の定着に努める。
- バスの利用促進と輸送サービスの向上について積極的に取り組む。
- 運転者確保対策について積極的に取り組む。

II 事業計画

1. 新型コロナウイルスの影響によるバス客減少への対策

訪日旅行者の減少と国内イベントや各種行事の自粛、旅行などの出控えによりバスの利用者が急激に減少し事業運営が大変厳しい状況となっている。

 - (1) 予防措置の徹底を呼びかける。
 - (2) バス事業の事業継続計画の作成促進など、患者発生時の対応について適切な対応となるよう取り組む。
 - (3) 状況を正確に把握し、日本バス協会を通じるなどして支援・助成・相談体制の充実など各種要請を行っていく。
2. 乗合バス路線の維持、再編と輸送サービスの改善向上及びバス事業の活性化
 - (1) 乗合バス路線の維持、再編等の円滑な推進
 - ① 2020年度は地域公共交通活性化再生法や独占禁止法の改正が予定されており、地域で一体となった交通マネジメントとサービス向上について出される方策について、事業者間や行政等関係者の連携調整を図っていく。
 - ② 広島市における地域公共交通再編実施計画では、再編実施計画第3版として北部路線における再編、北西部への商業施設と広島港を結ぶ路線の本格運行等が考えられ新たな再編計画の検討を進め、バス路線再編による運行の効率化や利便性の向上を図ることで、将来にわたって持続可能な公共交通ネットワークの構築が実現できるよう、広島市及び関係バス会社の連携強化に努める。
 - ③ 過疎化の進展のなかで中山間地域におけるバス事業の経営は依然として厳しく、バス事業者の経営努力だけでは路線の維持が困難になっており、国や地元自治体の支援措置が不可欠となっている。一方、バス事業者としても生産性の向上が求められており、これらについての進捗状況の把握とバス事業者の情報共有を進め、この取り組みを推進する。
 - (2) 輸送サービスの改善向上及びバス事業の活性化等
 - ① 広島県の移動活発化の取組との連携

2012年度（H24）から広島県が進めている公共交通を利用した移動活発化の取組に積極的に参画し、バスの利用促進や活性化の具体的施策に繋がるよう取組む。

② セとうち広島デスティネーションキャンペーンとの連携

2020年10月から開催される「セとうち広島デスティネーションキャンペーン」に合わせて、地域の公共交通としての役割を果たし、キャンペーン期間中及びそれ以降の観光振興に連動したバス事業の活性化に取り組む。

③ 広島市内中心部のバス停の整備

広島市と連携して、広島市内中心部の相生通りにある、狭い範囲に隣接するバス停を集約して分かりやすくするとともに、現在の切り込みがある形状からストレート型に変更することでバス停への正着率を高め、高齢者や車椅子利用者がバスを利用しやすい環境を整備する。

④ ICTなど先端技術を活用した利便向上と効率化の推進

ア. 広島バスロケーションシステムのデータを、国土交通省が定めた「標準的なバス情報フォーマット（GTFS-JP）」に準拠する形でオープンデータ化し、行政機関やコンテンツプロバイダー等が自由に活用して、携帯端末等でバスの運行情報や乗換情報等を公開することで、バスの利用促進やバス事業の活性化に繋がるよう取り組む。

イ. バスロケーションシステム、バスइटの精度向上と安定的な維持管理を図り、バス利用者への正確で迅速な情報提供により利用しやすい環境を整える。

ウ. M a a s の導入・連携

庄原市で実証中のM a a sや広島電鉄のM a a sと連携し、運行情報の検索・キャッシュレス支払い・他の交通モードや観光施設との連携など、旅行者にとって公共交通機関を利用しやすい環境となるよう推進する。

エ. 自動運転技術等についての対応

バスの自動運転は、運転者不足問題への対応や中山間地域の足の確保手段として期待されており、引き続き技術開発の動向や実証実験等について情報収集を行い、関係者の情報共有に努める。

⑤ 広島駅南口再整備に関する取組

広島駅南口再整備の工事期間中・工事後のバスのりばと交通案内所の配置・運用等について、バス事業者・交通管理者・道路管理者及びJRなどの関係者との調整を図り、利用しやすく効率的な環境を整える。

⑥ 交通案内所・待合施設の維持管理

広島駅南口、新幹線口の交通案内所、可部駅西口の待合所について、バスの利用促進・輸送サービスの観点から適切に維持管理していく。

⑦ 地域間幹線系統等における生産性の向上への取り組み

路線バスに生鮮食料品などを直送する等の貨客混載、サイクリング需要の取り込みなど新たな需要を掘り起こすための取り組みを推進する。

3. 貸切バス事業の安全確保と健全な経営基盤の確立

(1) 軽井沢事故を受けての安全対策の推進

- ① 軽井沢スキーバス事故対策検討委員会の最終とりまとめ「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策（平成28年6月3日）」に基づき、国土交通省が着手した各種安全対策について周知徹底を図るとともに、適正化実施機関が実施する巡回指導業務について必要な協力を行う。
- ② 貸切バスの許可の更新制については、悪質事業者の退出が進むよう実効ある運用を行うとともに、優良事業者の負担軽減を日本バス協会と連携して要請する。

(2) 貸切バス安全性評価認定制度の推進

- ① 2020年1月現在の全国の認定状況は、事業者数1,820社(会員ベース65.6%)「非会員も含めた全体44.1%」、車両数32,624台(同80.0%「同65.5%」)であり、広島県は、53社(同50.5%「同43.1%」)、758両(同62.0%「同58.0%」)となっている。
- ② 広島県の認定状況は全国平均より少ないものの、会員事業者では過半数を超えてきており、引き続き、認定取得事業者の拡大に努めるとともに、利用者が安全確保に取り組んでいるバス会社を選択しやすくなるよう、ホームページ等を通じて旅行業界や学校関係者及び一般の利用者に対して「セーフティバス」の更なる周知を図っていきたい。

(3) 健全な経営基盤の確立

新運賃・料金制度定着に向けた取組み

- ① 平成26年から実施された新たな貸切バスの新運賃・料金制度により30年度の収益は前年に引き続き黒字になっており、上がった収益をもとに安全対策に関する費用投資が進められている。実働率は運賃引き上げや運転者不足等の理由により27年度から29年度まで下がってきたが、30年度は前年度と横ばいであった。2020年度は新型コロナウイルスの影響により収支率の悪化が懸念される中、開催される瀬戸内DCを活用した旅行会社と連携した新たな観光需要の掘り起こしや車両設備改善によるサービス向上などの対策を検討していく必要がある。また、安全コストに見合った手数料の支払いとなるよう旅行事業者との協調を進めていきたい。

中山間地からの回送に係る部分の運賃計算の問題については、日本バス協会においても業界全体の共通課題としてとりまとめるまでには至っていないので、引き続き制度の見直しの議論がされるよう要請していく。

4. インバウンドの振興

- (1) 国際観光旅客税財源充当事業として、バス停等の多言語化・無料Wi-Fiサービス、キャッシュレス決済対応等の取り組みを推進する。
- (2) 国・県などの行政機関や経済団体等が主催するインバウンド関係の各種会議に参画し、バスを活用した二次交通の確保と利便性の向上について、具体的な議論となるよう取組む。
- (3) 本年3月からリニューアルした「Visit Hiroshima Tourist Pass」との連携が拡充できるよう務める。

5. 働き方改革実行計画の実施とバス運転者の確保対策について

- (1) 乗合バス、貸切バスともにバス事業者の多くが運転者不足の問題を抱えており、その確保が大きな課題となっている。特に、路線バスについては、運転者不足により路線の維持や運行ダイヤの確保が困難になっている事例も見られ、地域の足としての役割を果たす上で、喫緊の課題となっている。
- (2) 今後とも日本バス協会がまとめた「バス事業における働き方改革実現に向けたアクションプラン」に着実に取り組むとともに、昨年度に引き続き「バス運転者就職フェア」「バス運転体験会」を開催し、バス運転者人材確保の方策の一つとして定着するよう取り組む。

6. 事故防止対策の推進

- (1) バス事業の事故防止については、中国運輸局が主催する中国地域事業用自動車安全対策会議（事業用自動車総合安全プラン2020）において、バス事業の目標は、死者数ゼロ、人身事故を50件以下、飲酒運転ゼロとなっており、広島県バス協会としては、これらの目標達成に向けて各種事故防止対策に着実に取り組む。
- (2) 国土交通省及び日本バス協会からの指導通達の周知・徹底と、中国バス協会で決定した次の2020年度管内統一事故防止対策重点実施事項他について、広島県バス協会事故防止対策委員会を通じて実効ある取組みとなるよう努める。
 - ① 新型コロナウイルス・新型インフルエンザ発生にかかる業務継続計画（BCP）の作成。
 - ② 車内事故防止対策の徹底発車時の着席誘導の徹底（添乗調査の実施）
 - ③ 健康起因による事故防止対策の徹底
疾病運転の防止・脳血管疾患対策ガイドラインの周知（講演会の開催等）
 - ④ 右左折時の事故防止の徹底
 - ⑤ 左折時の一旦停止の徹底（指定交差点での立哨調査の実施）
 - ⑥ 横断歩道における安全確認
 - ⑦ 横断歩道での徐行又は一旦停止の徹底（立哨調査の実施）
 - ⑧ ドライブレコーダーやデジタルタコグラフを活用した指導教育の徹底
- (3) 運転競技会の開催
各社から選抜された運転者による運転技術等を競う競技会を開催し、運転技術の向上を図るとともに、事故防止対策の一環として定着するよう取り組む。

7. 災害発生時等の即応体制の構築

2018年7月（H30）に発生した西日本豪雨災害では、発災直後からバスによる緊急輸送の要請があったが、円滑な情報伝達や車両確保等の対応が十分にできなかったことを教訓として、災害発生時に即応できる体制構築に取り組む。

8. 貸切バス駐車場の確保

- (1) 広島駅新幹線口広場バス乗降場の予約管理事業

2016年4月(H28)から開始した当該事業は、駅構内及び周辺道路の混雑解消にも寄与し、管理運営上の大きなトラブルも発生していない。今後もバス乗降場の効率的な運用と利用環境の維持確保に努める。

(2) 福山駅北口バス乗降場

福山駅北口の整備計画により現在の貸切バスの乗降場の代替地の運営がスムーズに行われるよう福山市に対し要望や協力を行っていく。

(3) 繁忙期に貸切バスの駐車場が不足している広島市中心部の貸切バス駐車対策について関係各所に要望していく。

9. 運輸事業振興助成交付金事業

(1) 広島県バス協会事業概要

運輸事業振興助成交付金については、日本バス協会の中央事業と連携を図り、次の事業を効果的に実施する。また、実施にあたっては、運輸事業振興助成交付金運用委員会を開催し、事業の適正な運用に努める。

① 安全輸送体制の確保に関する事業

安全運行に資する事業に対して助成を行うとともに、事故防止に関する講習等及び広報活動を実施する。

ア. 事故防止に資する機器等の導入や健康起因による重大事故を未然に防ぐための検査等に対する助成

イ. 事故防止に関する講習等の受講に対する助成

ウ. 事故防止等に係る広報活動展開及び事故防止対策等の徹底

② バス輸送施設改善推進事業

バス利用者利便向上のため、交通案内所の設置・運営や新規バス停上屋等の設置・既存バス停の整備補修等の輸送施設等の改善や交通バリアフリー(施設・車両等)への対応を行う事業者に助成する

ア. 輸送施設等の設置及び改善に対する助成

イ. 交通バリアフリー(施設・車両等)への対応に対する助成

ウ. 交通案内所・待合所等の設置及び運営

バスの運行情報や観光情報の提供などを行うため、広島駅構内等に交通案内所・待合所等を設置し維持管理する。

③ バス利用促進及び活性化対策事業

サービス向上対策及び広報対策を通じてバス利用促進を図るための事業を行う

ア. 輸送サービス向上対策に対する助成

イ. ICT技術を活用したシステムによるサービスの提供

キャッシュレス決済システムやバスロケーションシステム等によりバス利用者利便の向上を図る。

ウ. バスマつり

バスマつり実行委員会が実施するバスの日のイベントのうち、会場借料・駐車場・警備料等の一部について助成する。また、子供やお年寄りを対象にしたバスの乗り方教室を開催する。

④ 環境対策推進事業

地球温暖化対策の一環として、環境にやさしいバスを導入する事業者に対して助成するとともに、各種環境対策の広報活動を行う。

⑤ バス乗降場の予約管理業務

バス乗降場における安全かつ円滑な道路交通の確保に資するため、バス乗降場の予約管理を行う。

(2) 日本バス協会事業概要(中央事業)

① バス輸送改善推進事業として、「利用者施設等整備」「人と環境にやさしいバス普及」「地方路線バス及び貸切バス助成」「バス利用安全促進広報」「運転者人材確保対策」の各事業を行う。

② バス事業者の経営安定化に資するため「融資斡旋・利子補給事業」を公募により実施する。

10. 協会加入促進事業

公益事業の適性且つ効率的な推進を図るため、ホームページに協会加入の手続き等を掲載し、広くバス事業者に協会加入を呼びかける。

11. その他

(1) 広報活動の推進等

① 広島県バス協会ホームページは、会員事業者及び一般の方々に対して、広島県バス協会の活動状況や行政機関・日本バス協会からの通知等について情報提供を行う。

特に、各社から提供される路線バスの最新の運行情報等は即時更新に努める。

また、貸切バスの許可の更新制度や適正化実施機関の巡回指導に係る必要書類等も情報提供する。

② 安全性評価認定事業者の公表と国土交通省の安全性確認サイトの情報を公開する。

③ 「バス協会だより(月報)」は毎月末に紙ベースで全会員宛に発行する。

④ メールマガジン(ネット)は、毎月5・15・25の日に直近の情報を配信する。

⑤ 中小事業者への情報発信を強化するためWebを活用したグループウェア等の導入の検討を行う。

⑥ 「バスまつり」は今年で22年目を迎え、毎年1万人近くの来場がある。今後も広報活動の場として内容の充実を図る。

(2) 表彰関係

乗合バス事業の第一線で常に「安全で快適な輸送サービス」に努め、サービス向上に貢献した乗務員に対し、広島県バス協会会長表彰を行う。

以上、2020年度事業計画の実施にあたり、資金の借入及び設備投資の予定はない。